

別記様式第1号（第4条関係）



令和5年5月23日

文京区長 殿

団体名 音羽五丁目町会

代表者 氏名 会長 小林 和人 [Redacted]

住所 東京都文京区音羽 1-15-15-1401

連絡先 03-3941-3506

文京区安全・安心まちづくり推進地区指定申請書

文京区安全・安心まちづくり条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり、安全・安心まちづくりを実践している地域を文京区安全・安心まちづくり推進地区として指定するよう申請します。

記

1 申請理由

音羽五丁目町会の存する音羽地域は、東京メトロ有楽町線護国寺駅から江戸川橋へと続く音羽通りに面し、マンション、商店、企業が多数集まるエリアに加え、アパートや戸建てを中心とする閑静な住宅街も擁する地域である。周辺には幼稚園から大学に至る教育機関、保育施設や高齢者福祉施設が複数存在し、当地域には幼児から高齢者まで幅広い年齢層が居住、往来する状況である。

当該状況を踏まえ、当地域におけるより一層の安全な生活環境を確保し、安心して暮らせるよう住民が一体となって効果的に防犯対策に取り組むべく、文京区安全・安心まちづくり推進地区指定の申請を行うこととした。

2 申請内容

音羽五丁目町会では、これまで大塚警察署の協力のもと、地域の防犯に関する情報共有や防犯意識の向上を図っているところ。今後、町内への防犯カメラの設置等、より一層安全な生活環境を確保すべく、「防犯対策を推進する地区」として申請する。

指定希望区域については、別紙(地図)のとおり。

3 安全・安心まちづくり推進地区の指定を希望する地域の名称

音羽五丁目町会地区

4 指定を希望する期間

指定後 3 年間

5 安全・安心まちづくりを推進するための地域活動の状況

(1)これまでの地域活動

- ①警察・消防等から提供される啓発資料等掲示による、住民への周知活動
- ②警察・消防等で開催される各種啓発集会への積極的な参加
- ③町会役員会において大塚警察署署員による防犯に関する講習を開催
- ④音羽地区で地域活動を行う任意団体である、音羽青年会と協力した夜警の実施

(2)今後の活動内容

- ①上記の地域活動を継続し、住民の防犯意識の維持向上を図る
- ②犯罪の抑止効果を期待し、町内への防犯カメラの設置を検討

(別紙)

